月例給とボーナスを七年ぶりに引き上げ

年の国家公務員に対する人事院勧告は 員への波及を懸念する自治労などは反 務員を組織する労働組合や、 引き下げを伴うことなどから、国家公 実施を表明。同見直しは俸給表水準の とする「給与制度の総合的見直し」の 四カ月台を回復した。勧告はまた、俸 給と同様、七年ぶりの引き上げとなり の引き上げとなった。ボーナスも月例 対の姿勢を強めている。 給表と地域手当の給与配分の変更を柱 二〇〇七年以来七年ぶりの月例給水準 【間企業の賃上げ動向を反映し、 地方公務 今

者は現行一四万一〇〇円となっており き上げる (二〇〇〇円アップ)。 高卒 ているところを一七万四二○○円に引 について、平均○・三%引き上げる。 容からみていくと、行政職俸給表(一) して勧告した。月例給に関する勧告内 二〇〇〇円引き上げて一四万二一〇〇 |現行水準が一七万二二||○||円となっ 初任給は、一般職試験での大卒程度 八事院は八月七日に国会と内閣に対

程度の引き上げ幅とするものの、一~ 間の給与配分を見直すという観点から、 若年層に重点を置いて改定する。具体 一○級まで設定されている等級のなか ?には、若年層については初任給と同 ただ、俸給表の引き上げでは、世代

人事院の一宮なほみ総裁は七日、

七

俸の賃金テーブルは据え置く。 で、三級以上の各等級では、 高位の号

二七%であった。 民間が一○九○円高く、率にすると○・ と比較した。その結果、両者の較差は 査し、国家公務員行政職(一)の水準 間労働者について、四月分の給与を調 万二四〇〇事業所の約五〇万人の民 今回の勧告にあたって人事院は、約

○九年以来の四カ月

勤勉手当にすべて配分する。 勤務実績に応じて個人ごとに差がつく ○カ月とした。引き上げ分の原資は、 月から○・一五カ月引き上げ、四・一 支給実績を勘案し、現行の三・九五カ 準アップが続く民間ボーナスの最近の ナスについては、景気回復を背景に水 期末手当・勤勉手当、いわゆるボー

二○○七年(同年の率は○・三五%) 使用距離の区分に応じ、一〇〇円~七 職員にかかる「通勤手当」について、 四カ月台を回復することになる。 されれば、二〇〇九年以来五年ぶりに ナスが勧告どおり四・一○カ月で決定 ナスの対前年比増も七年ぶりだ。ボー 以来、七年ぶりのこと(図表)。ボー このほかでは、交通用具を使用する ○○円までの幅で引き上げる。 月例給の勧告率がプラスとなるのは

> 年 する談話を発表した。 上につながることと思います」 とって、この改定は、士気の一 にあっても職務に精励してきた職員に 「これまで給与が厳しい状況にある中 ・ぶりとなる引き上げ勧告について

地域手当の割合をアップ 俸給表を引き下げる分

二年~二〇一四年の平均値 ると、二・一八ポイント(二〇 とを表明した。 表水準を平均で二%引き下げ 差と、全国での較差の率の差を算出す のグループとした場合の給与の官民較 の総合的見直しも勧告した。 なったとし、これを根拠に、 は、民間賃金水準が低い一二県を一つ 今年はまた、国家公務員の給与制度 人事院で

地域手当の支給割合を見直す 準が高くない地域もあること 俸給表を引き下げることに伴 同時に、東京など、民間よ

級地=三%という六つの級地 級地の支給割合を二〇%、二 地を加えて全部で七級地とし となっている。これを、 級地=一〇%、五級地=六% 地=一五%、三級地=一二% 現行は、一級地=一八%、 三級地を一五%

一層の向 などと

地域手当としては支給割合が二ポイン が変更されることになる。 体の水準は変わらずに配分のウェート ト引き上げられることになり、 ○歳台後半の俸給表は

最大で四%程度引き下げ

を適正化する」として、 と指摘。そのため、「世代間の給与配分 慣行があることを背景にあげ、五○歳 理職を中心に五○歳台後半に昇進する 民間給与を上回っている状況にある」 台後半層について、「国家公務員給与が .の長期化が進んだことや、地方の管 さらに勧告は、 国家公務員の在職期 五〇歳台後半

	の区級分六	、、三、、	いかり、ら水	る名	秦 と 一
	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の平 均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△0.05月	△15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△0.25月	△16.5万円	△ 2.6%
平成16年	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	-	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.70%
平成20年	-	4.50月	-	_	_
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△0.35月	△15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成25年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	410 目	0.15日	7.0万円	1 2%

4.10月 国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日~ 平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大 震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられ、上記と は別に、2年間で101.7万円の減額となっていた(行政職(一)平均)。

例え

ば、一級地に該当する東京都特別区は、 を六%、七級地を三%に見直す。 地を一二%、五級地を一○%、

層の職員が多く在職する高位の号棒の き下げるとした、 俸給月額について、 最大で四%程度引

に増額する。本府省に勤務する職員に 支給される「本府省業務調整手当」で ○○○円となっている基礎額を三万円 を下回っていることから、現行二万三 身赴任手当」では、公務の水準が民間 め、「広域移動手当」を引き上げる。「単 動を行う職員の給与水準を確保するた は、係長級と係員の支給水準を引き上 このほかの見直しでは、広域的な異

ない範囲内の額を支給する。 して勤務一回につき六〇〇〇円を超え した場合、「管理職員特別勤務手当」と 前○時から午前五時までの間)に勤務 の必要によりやむを得ず平日深夜(午 から、災害への対処などの臨時・緊急 時間勤務を行っている実態があること 管理監督職員が平日に深夜に及ぶ長

き上げるとしている。 地域手当の見直しについては、支給割 額に達しない職員に対しては、二〇一 設け、引き下げ後の新たな俸給表の俸 合を二〇一五年四月以降、 差額を支給することにした(現給保障) 八年三月三一日までの三年間に限り、 五年三月三一日)に受けていた俸給月 給月額が、切り替え日の前日(二〇一 一五年四月一日。ただし、経過措置を 俸給表の切り替えの実施時期は二〇 段階的に引

給与アップについ 労働側も評価

なったこと自体は評価するコメントを 今年の人事院勧告について、労働側 七年ぶりに月例給の引き上げと

> 発表している。 連合の神津里季生事務局長は談話の

り強いたたかいの貴重な到達点」と評 話で、「公務・民間が一体となったねば 求めた。全労連の井上久事務局長は談 に対して勧告どおりの早期完全実施を 改善は評価できる」とし、政府と国会 まえたものであり、七年ぶりの給与の 闘争における民間組合の解決状況を踏 なかで、「この勧告は二○一四春季生活

調。「これらは公務員給与制度の根幹 ないのは問題」だとしている。 組合側との十分な協議は尽くされてい に関わる問題であるにもかかわらず、 地方公務員に影響を及ぼすもの」と強 の俸給表が適用される国家公務員の統 る。連合の神津事務局長談話は、「同一 対しては、一様に批判の声をあげてい 一性や同じ仕事・職務を遂行している しかし、給与制度の総合的見直しに

引き下げ』が打ち出されており、認め いことになる。同じ仕事をしている職 より、一五県で地域手当が支給されな である必要があるが、今回の見直しに は職務給原則により全国どこでも同じ の鎌田一書記長は、「国家公務員の給与 と述べている。全労連傘下の国公労連 者、自治体の声に逆行するものである。 を求めている民間労働者や地域の事業 ながら、「地域振興のためにも格差是正 問題の主な原因となっていると主張し の衰退、市町村の消滅をもたらす社会 からの若年労働者の流出や、地域経済 反発。また、賃金の地域間格差が地方 ることはできない。撤回を求める」と 域間格差の拡大』や『中高年層の給与 全労連の井上事務局長談話は、「『地

> る」と問題視している。 員どうしで賃金格差がつくことにな

総務省の検討会が 一公給与の方向性を明

関する基本的方向性」(中間整理)をと りまとめ、公表した。 橋大学大学院教授)は八月二〇日、「地 しに関する検討会」(座長=辻琢也・一 構造改革に対応する地方公務員給与の 方公務員の給与制度の総合的見直しに あり方について検討している総務省の 「地方公務員の給与制度の総合的見直 こうしたなか、国家公務員の給与の

的見直しに係る課題に主体的に取り組 のとなるよう、今回の給与制度の総合 その給与制度・運用・水準が適正なも 務給原則などに基づきながらも、「自ら 団体は、主要な給与決定原則である職 ると考えられる」と指摘。各地方公共 方公共団体においても共通の課題であ 員給与が捉えている課題は、多くの地 員給与の現状を踏まえれば、 与構造の見直しを行ってきた地方公務 んでいく必要がある」と提言した。 中間整理は、「国の取組を踏まえて給 国家公務

「国の見直し内容を踏まえた取組を」

に踏まえた取組を検討していく必要が 今回の国の俸給表の見直し内容を十分 を検証しつつ、地域民間給与の更なる たうえで、「改めてその給料表のあり方 と同様の課題があることなどを列挙し 給与の差の反映が道半ばであることや 性として、中間整理は、地域間の民間 反映や高齢層職員の給与抑制に向け、 高齢層職員の給与について国家公務員 俸給表における具体的な対応の方向

> とし、基本的に国に準じた対応を求め 原則の考え方に適合することになる」 適用することとして整理された均衡の あると考えられる」と提起。地域手当 について地域民間給与をより重視して については、給料表の見直しと併せて 「所要の対応をとることが、給与水準

「原資を手当に配分は困難」

合加盟)は、給与見直しの地方公務員 組である自治労(氏家常雄委員長、連 への波及を強く警戒する。 地方公務員を組織する最大の公務労

治労によると、非支給地は全国で四分 に配分することは困難だ」と話す。 ない実態にあり、生じた原資を手当等 見直しを実施したとしても、給与全体 の三の自治体にのぼるという。 自治体で『地域手当』が支給されてい まるが、地方公務員の場合は、多くの の原資は変わらず配分の見直しにとど 氏家委員長は、「国家公務員の場合は

を求める」と反対の立場を明確にする 国政全般の観点から検討してまいりた う、国の財政状況、経済社会状況など 姿勢に立ち、適正な結論を得られるよ と強調しており、「政府には実施見送り すると「被災地をはじめ地域で奮闘し る人事院勧告制度を尊重するとの基本 務員の労働基本権制約の代償措置であ に会見した菅義偉官房長官は、「国家公 の取り扱いの検討に着手した。会議後 議を開き、今年度の国家公務員の給与 ている公務員労働者の士気に関わる」 政府は八月一五日、給与関係閣僚会 自治労はまた、給与の見直しを実行